



臨時的任用職員等の加入・退会の手続について

互助組合
(082)228-1386

加入

「㊦加入申込書」(有期職員用)を資格取得日から20日以内(必着)に提出してください。

注意: 共済組合員証番号が同じ番号で再取得された場合も必ず提出してください。

退会

「㊦退会給付金請求書」を速やかに提出してください。退会給付金を給付します。

注意: 次の任用が決まっている場合も、任用終了(共済組合員証返納)の都度、必ず提出してください。



互助組合の貸付を御利用ください

互助組合
(082)228-1386

特徴 1

低金利 → 年利 1.26%

特徴 2

手続が簡単 → 申込書等は3枚のみ。添付書類は不要。 ※1

特徴 3

申込理由不問 → 資金が必要になった時あらゆる用途に利用可能。 ※1, ※2

※1 一般資金貸付のみ。

※2 住居又は土地の資金を除く。

【一般貸付:200万円 償還回数:72回(6年)の場合】

金 利	年利 1.26%
毎月償還額 (給与控除)	28,856円
総返済額	2,077,632円



お借入れまでの流れ

組合員

申込書類の提出



互助組合

審査後、結果を通知



お借入れ

◎ 申込みの締切日は、毎月1日と10日。送金日は締切日から約20日後です。

退職時に償還残金がある場合

退職手当から自動で控除されます。控除しきれない場合は、不足額を振込みしてください。

また、市町費等職員の方及び退職手当が県から支給されない方は、振込みによる償還となります。